

1、社会福祉法人下総プリンスクラブの介護職員等処遇改善加算の取得状況

2024.6月

介護保険事業所名	事業所番号	サービスの種類	介護職員等処遇改善加算体制
特別養護老人ホーム白英荘	0874300122	介護老人福祉施設	加算 I
特別養護老人ホーム白英荘	0874300122	短期入所生活介護	加算 I
特別養護老人ホーム白英荘	0874300122	介護予防短期入所生活介護	加算 I
特別養護老人ホーム白英荘	0870401205	介護老人福祉施設	加算 I
特別養護老人ホーム白英荘	0870401205	短期入所生活介護	加算 II
特別養護老人ホーム白英荘	0870401205	介護予防短期入所生活介護	加算 II
デイサービスセンター白英荘	0874300221	通所介護	加算 I
デイサービスセンター白英荘	0874300221	介護予防通所サービス(独自・国基準型)	加算 I
ケアハウス下総プリンスクラブ	0870401411	特定施設入居者生活介護	加算 II
ケアハウス下総プリンスクラブ	0870401411	介護予防特定施設入居者生活介護	加算 II

2、従業員の教育訓練のための制度、研修その他の従業員の資質向上に向けた取組

①キャリアアップによる基準を制定

②職員の質的向上を図るための研修

I、インターネット研修eラーニング研修プログラムに基づき、受講を指示「キャリア段位制度対応研修」

II、採用時研修

③人事考課制度の実施

I、每期キャリアアップ研修と連動した人事考課

④介護福祉士等資格取得を目指す職員または取得者への支援

I、研修受講支援

II、資格手当の支給

3、介護職員等処遇改善加算体制導入に伴う賃金改善

1) 対象者

- ①介護職員（介護業務のもの者・相談員・施設ケアマネ）
- ②介護以外の職員

2) 処遇改善手当支給基準

- ①介護職員（介護業務のもの者・相談員・施設ケアマネ）「月額」

- I、入社時から 12,000円
 - II、1年（パート2年）から14,000円
 - III、2年（パート3年）から2,000円（パート1,000円）／年+14,000円
以降2,000円（パート1,000円）／年を加算
- 20年から52,000円

*介護福祉士資格を取得しない者は32,000円を限度とする

- ②介護以外の職員「月額」

- I、入社時から 8,000円
 - II、1年（パート2年）から10,000円
 - III、2年（パート3年）から1,000円（パート500円）／年+10,000円
以降1,000円（パート500円）／年を加算
- 20年から29,000円

3) 基本給昇給基準「月額」

定期昇給+1,500円（パート半額）

4) 処遇改善目的給与規程改正に伴う諸手当支給基準「月額」

- I、資格手当 5,000円から30,000円
- II、特別手当（キャリア段位制度対応研修1回受講当たり） 1,000円
- III、主任手当（介護職員のキャリアによる基準による）3,000円から15,000円
- IV、夜勤手当及び宿直手当昇給
夜勤手当1回当たり昇給（従来型1,500円、ユニット型1,000円、ケアハウス1,000円）
宿直手当1回当たり昇給1,000円

5) 賃金改善の継続

- ①平成21年4月以降介護職員処遇改善制度導入による賃金改善の継続

基本給昇給済み額の継続（定年者及び給与体系変更者対象外）

②令和4年2月介護職員処遇改善支援事業実施に伴う賃金改善の継続「令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算」

支給基準：賃金改善額の3分の2以上を基本給及び処遇改善手当の昇給額とする

（昇給幅は、常勤職員 基本給3,000～4,500円/処遇改善手当（65歳まで）3,000円、その他は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

③令和6年2月介護職員処遇改善支援補助金実施に伴う賃金改善の継続「令和6年6月から介護職員等処遇改善加算に含まれる」

支給基準：賃金改善額の3分の2以上を基本給及び処遇改善手当の昇給額とする

（昇給幅は、常勤職員 基本給1,500円/処遇改善手当（65歳まで）4,000円、その他は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定）

6) 賃金改善を行う賃金項目

処遇改善手当・賞与（一時金）・基本給・資格手当・特別手当・他処遇改善目的給与規程改正賃金項目等

4、処遇改善の取組

- ①タブレット端末を活用したケア内容の申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減及び業務省力化
- ②介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボット導入
- ③介護職員の業務負担軽減のための介護ロボット導入（見守り支援）
- ④子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度の充実
- ⑤事故・トラブルへの対応マニュアルの作成による責任の所在の明確化
- ⑥健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備
- ⑦有給休暇取得に向けての推進

5、その他の取組

- ①有資格者にこだわらない採用の取組
- ②障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ③地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ④非正規職員から正規職員への転換

6、介護サービス情報公表システムへ情報公開有り